

各報道機関 様

令和4年5月27日配信

固定資産税の課税誤りについて

この度、宅地にかかる固定資産税（土地）の一部に課税誤りが判明しました。住宅用地は、その面積に応じて特例措置（軽減措置）が適用されますが、その特例措置の適用漏れがあったものです。今回の誤りを厳粛に受け止め、早急に返還等の対応を行うとともに、今後は、このような誤りがないよう再発防止に努めてまいります。今回影響のあった方及び市民の皆様にご迷惑をおかけしたことに對し深くお詫び申し上げます。

課税誤り件数及び還付・返還額

件 数 5 件（対象者 5 人）

還付・返還額 2,336,700 円（還付加算金、利息相当額を含む）

今後の対応

公表後から順次、納税義務者の方に連絡し、謝罪を行います。なお返還等は、地方税法及び市の規定に基づき 10 年分（R3 年度～H24 年度）還付・返還いたします。

<お問い合わせ>

嬉野市役所 税務課

担当 山口・江口（固定資産G）

TEL 0954-42-3305

住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地は、その税負担を特に軽減する必要から、その面積の広さによって、「小規模住宅用地」と「一般住宅用地」に分けて特例措置が適用されます。

小規模住宅用地

200 平方メートル以下の住宅用地を小規模住宅用地といいます。200 平方メートルを超える場合は、住宅 1 戸あたり 200 平方メートルまでの部分が対象です。

小規模住宅用地の課税標準額を、評価額の 6 分の 1 の額とする特例措置があります。

一般住宅用地

小規模住宅用地以外の住宅用地を一般住宅用地といいます。たとえば、300 平方メートルの住宅用地(一戸建住宅の敷地)であれば、200 平方メートル分が小規模住宅用地で、残りの 100 平方メートル分が一般住宅用地になります。

一般住宅用地の課税標準額を、評価額の 3 分の 1 の額とする特例措置があります。

(注) 住宅用地の特例

適用限度面積 = 住宅の総床面積 × 10

敷地面積 300m² の一戸建住宅



小規模住宅用地

- 200 m²以下の住宅用地(住宅1戸あたり)

課税標準額 = 評価額 × 1/6

一般住宅用地

- 200 m²を超える部分の住宅用地

課税標準額 = 評価額 × 1/3

固定資産税額 = 課税標準額 × 1.4%